



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

- 規則
 - *59 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 (出納室)
- 公安委員会規則
 - *11 和歌山県道路交通法施行規則の一部を改正する規則
 - *12 放置違反金の徴収等に関する規則
- 公安委員会告示
 - *30 道路交通法の規定に基づく弁明通知等の公示送達をする掲示板の設置場所

規 則

和歌山県規則第59号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年5月30日

和歌山県知事 木村良樹

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則(昭和39年和歌山県規則第29号)の一部を次のように改正する。

別表第1第7項を次のように改める。

7 防犯・交通関係事務に係る手数料のうち道路交通法(昭和35年法律第105号。以下この項において「法」という。)の施行に関する事務に係るもので次に掲げる事務に係るもの

- (1) 法第49条第2項の規定に基づくパーキング・チケット発給設備によるパーキング・チケットの発給
- (2) 法第51条の4第13項の規定に基づく督促

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第11号

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成18年5月30日

和歌山県公安委員会委員長 大岡淳人

和歌山県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

和歌山県道路交通法施行細則(昭和47年和歌山県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第14条の5」を「-第14条の6」に改める。
第8条の2を削る。

第11条の2第1項中「別記様式第8号の3」を「別記様式第8号の2」に改め、同条第2項中「運転代行業法」を「自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。)」に、「別記様式第8号の3の2」を「別記様式第8号の2の2」に改める。

第11条の3第1項中「別記様式第8号の4」を「別記様式第8号の3」に改め、同条第2項中「別記様式第8号の4の2」を「別記様式第8号の3の2」に改める。

第11条の4第1項中「別記様式第8号の5」を「別記様式第8号の4」に改め、同条第2項中「別記様式第8号の5の2」を「別記様式第8号の4の2」に改める。

第14条の4を次のように改める。

(自動車の車両の制限)

第14条の4 法第75条第2項及び法第75条の2第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令は、自動車の使用制限書(別記様式第11号の3)を交付して行うものとする。

第14条の5中「別記様式第11号の4」を「別記様式第11号の5」に改め、同条を第14条の6とし、第14条の4の次に次の1条を加える。

(車両の使用の制限)

第14条の5 法第75条の2第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定による命令は、車両の使用制限書(別記様式第11号の4)を交付して行うものとする。
別記様式第8号の2及び別記様式第8号の2の2を削る。

別記様式第8号の3中「指令公第 号」を「和歌山県公安委員会指令第 号」に改め、同様式を別記様式第8号の2とする。

別記様式第8号の3の2中「指令公第 号」を「和歌山県公安委員会指令第 号」に改め、同様式を別記様式第8号の2の2とする。

別記様式第8号の4中「指令公第 号」を「和歌山県公安委員会指令第 号」に改め、同様式を別記様式第8号の3とする。

別記様式第8号の4の2中「指令公第 号」を「和歌山県公安委員会指令第 号」に改め、同様式を別記様式第8号の3の2とする。

別記様式第8号の5中「指令公第 号」を「和歌山県公安委員会指令第 号」に改め、同様式を別記様式第8号の4とする。

別記様式第8号の5の2中「指令公第 号」を「和歌山県公安委員会指令第 号」に改め、同様式を別記様式第8号

の4の2とする。

別記様式第9号の4中「指令公第 号」を「和歌山県公安委員会指令第 号」に改める。

別記様式第10号中「指令公第 号」を「和歌山県公安委員会指令第 号」に改める。

別記様式第11号の3中「指令公第 号」を「和歌山県公安委員会指令第 号」に改める。

別記様式第11号の4中「第14条の5関係」を「第14条の4関係」に「指令公第 号」を「和歌山県公安委員会指令第 号」に改め、同様式を別記様式第11号の5とする。

別記様式第11号の3の次に次の1様式を加える。

別記様式第11号の4 (第14条の5関係)

和歌山県公安委員会指令第 号

車両の使用制限書

年 月 日

殿

和歌山県公安委員会印

道路交通法第75条の2第2項の規定に基づき、次のとおり車両の使用の制限を命じます。

命 令 の 年 月 日	年 月 日
使用者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所	
使用の本拠の位置	
車両の番号標の番号	
運 転 禁 止 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間
運 転 禁 止 の 理 由	

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県公安委員会に対し異議申立てをすることができます（処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告（和歌山県公安委員会が被告の代表となります。）として提起することができます（処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号中「指令公第 号」を「和歌山県公安委員会指令第 号」に改める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

和歌山県公安委員会規則第12号

放置違反金の徴収等に関する規則を次のように定める。

平成18年5月30日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

放置違反金の徴収等に関する規則

(趣旨)

第1条 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第51条の4の規定に基づき和歌山県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が納付を命ずる放置違反金(以下「放置違反金」という。)に係る徴収に関して必要な事項並びに督促及び滞納処分に関する事務手続等については、別に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(放置違反金納付命令)

第2条 法第51条の4第4項の規定による命令(以下「納付命令」という。)は、放置違反金納付命令書(別記様式第1号。以下「納付命令書」という。)を発して行うものとする。

2 放置違反金は、納付命令書に添付する納入通知書(別記様式第2号)により納付するものとする。

3 放置違反金の納付期限は、納付命令書を発した日の翌日から起算して10日以内の日とする。

(弁明通知等)

第3条 法第51条の4第6項の規定による通知(以下「弁明通知」という。)は、弁明通知書(別記様式第3号)により行うものとする。

2 法第51条の4第6項の規定による弁明を記載した書面(以下「弁明書」という。)及び有利な証拠の提出期限は、弁明通知書を発した日の翌日から起算して10日以内の日とする。

3 法第51条の4第9項の規定による仮納付は、弁明通知に添付する仮納付書(別記様式第4号)により行うものとする。

(仮納付金の返還)

第4条 法第51条の4第12項に規定する通知は、仮納付金返還通知書(別記様式第5号)により行うものとし、仮納付に係る金額の返還を受けようとする者は、仮納付金返還請求書(別記様式第6号)を提出しなければならない。

(納付命令の取消及び還付通知)

第5条 法第51条の4第17項の規定による通知は、放置違反金納付命令取消(兼)還付通知書(別記様式第7号)により行うものとし、既に当該納付命令に係る放置違反金及び第7条に規定する延滞金(以下「放置違反金等」とい

う。)が納付され、又は徴収されているときは、放置違反金等の還付を受けようとする者は、放置違反金還付請求書(別記様式第8号)を提出しなければならない。

(督促)

第6条 法第51条の4第13項に規定する督促は、放置違反金の納付の期限経過後10日以内に督促状(別記様式第9号)を発して行うものとする。

2 放置違反金等及び法第51条の4第13項に規定する督促に要した手数料は、前項の督促状に添付する督促納付書(別記様式第10号)により納付するものとする。

3 第1項に規定する督促状によって指定する納付すべき期限は、督促状を発した日の翌日から起算して10日を経過した日とする。

(延滞金)

第7条 放置違反金について前条第1項に規定する督促をした場合においては、次に掲げる場合を除き、当該放置違反金の額に、納付の期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その金額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

(1) 放置違反金の納付命令を受けた者が災害により納期限までに納付できなかったとき。

(2) 放置違反金の徴収に関する書類の送達について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでないため又は外国においてすべき送達について困難な事情があると認められるため、公示送達をしたとき。

(3) 前各号のほか、放置違反金の納付命令を受けた者が納付の期限までに納付することができなかったことについてやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項に規定する延滞金の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

(滞納処分に関する事務の委任等)

第8条 法第51条の4第14項に規定する滞納処分(以下「滞納処分」という。)に関する事務は、警察職員(以下「職員」という。)のうちから和歌山県公安委員会が指定した者に委任する。

2 前項の規定により指定を受けた職員が滞納処分を行うときは、徴収職員証(別記様式第11号)を携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し、その他必要な事項は警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

第 年 月 日 号

殿

和歌山県公安委員会

印

放置違反金納付命令書

あなたに対し、道路交通法第 5 1 条の 4 第 4 項の規定により、次のとおり放置違反金の納付を命令します。同封の納付書により下記の納付期限までに納付してください。

命 令 の 件 名	放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)
放 置 違 反 金 の 額	放置違反金 金 円
納 付 の 期 限	年 月 日まで
納 付 の 場 所	納付書記載の金融機関
納 付 命 令 の 理 由	

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、和歌山県公安委員会 (和歌山県警察本部交通部交通指導課経由) に対し異議申立てをすることができます。なお、処分通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。なお、処分通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

注 1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。

注 2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。

照 会 先	
〒640-8524	和歌山県和歌山市西一番地
	和歌山県警察本部交通部交通指導課
	駐車違反取締センター
	電 話

別記様式第2号(第2条関係)

(裏面)

1 納付済今の振換
道路交通法第51条の4第4項
延滞金の納付等
この納付書の納付期限までに納付しない場合、道路交通法第51条の4第13
項の規定により、督促状により、督促状によって本件放置運返金に関する督促を後日行うことに
なります。

2 督促状が発せられると、督促状を發した日から起算して10日を経過した日の
翌日から滞納処分を受けることとなります。

3 放置運返金を納付する場所
○ 和歌山県指定金融機関
○ 和歌山県取納代理金融機関

○ 放置運返金を納付する場所
● 和歌山県指定金融機関
紀伊銀行
● 和歌山県取納代理金融機関
和歌山県信用農業協同組合連合会
(各農業協同組合)
● 和歌山県取納代理金融機関
○ 三菱東京UFJ、三井住友、泉州、
南都、りそな、みずほ、百五、和歌山
関西アール・パン、第三の名銀行
○ 三菱UFJ、住友の各信託銀行
○ きのくに、湖濱、新宮の各信用金庫
○ 和歌山県信用組合、ミレ信用組合
近畿産業信用組合、和歌山県信用組合連合会
和歌山県信用連業協同組合連合会
商工組合中央金庫
近畿労働金庫

※ 金融機関等の名称が変更となっている
場合もございますので、ご了承ください。
ご不明の場合は、表面記載の主管課ま
でお問い合わせください。

再

※ 納付書を再交付した場合は、
印を付けること。

の波線部に

114.3 ミリメートル

116 ミリメートル

55.34 ミリメートル

125 ミリメートル

主	〒640-8524 和歌山市西1番地
管	和歌山県警察本部交通部交通指導課 駐車運返取納センター
課	電話 073-473-0356

別記様式第 3 号 (第 3 条関係)

(表面)

第 年 月 号

殿

和歌山県公安委員会

印

弁 明 通 知 書

あなたに対する下記の事実を原因とする放置違反金の納付命令に係る道路交通法第 5 1 条の 4 第 6 項の規定による弁明の機会の付与を下記のとおり行いますので通知します。
 なお、弁明する事実がないときは、弁明書を送付する必要はありません。また、早期に手続を終結させたい方は、裏面の記載に従い、仮納付をすることができます。

記

この弁明通知書の番号	第 号
弁明の件名	放置違反金の納付命令に関する件 (第 号)
予定される納付命令の内容	金 円の放置違反金の納付命令
根拠となる法令の条項	道路交通法第 5 1 条の 4 第 4 項
納付命令の原因となる事案	
弁明書の提出先	和歌山県公安委員会 (和歌山県警察本部交通部交通指導課 駐車違反取締センター担当) 〒 640-8524 和歌山県和歌山市西一番地 和歌山県警察本部交通部交通指導課 駐車違反取締センター
弁明書の提出期限	年 月 日必着
備考	

年 月 日までに、上記の違反について、違反行為をした者が道路交通法第 1 2 8 条第 1 項の規定による反則金の納付をした場合又は当該違反について公訴を提起され、若しくは家庭裁判所の審判に付された場合は、予定される納付命令を受けることはありません。

注 弁明の機会の付与に際しての留意事項

- 1 弁明書には、あなたの氏名、住所、連絡先 (屋間、連絡が取れる電話番号等)、弁明の件名及び弁明の機会の付与に係る事案についての弁明を記載し、提出してください。
- 2 弁明をするときは、車両の売買契約書の写し等の弁明の事実を疎明する資料があれば、併せて提出してください。
 なお、提出された弁明に関し、当公安委員会は、あなた、車両の所有者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることがあります。

(裏面)

- 1 早期に手続を終結させたい方へ (仮納付制度)
 - (1) 今回の放置違反金の納付命令事案について、早期に手続を終了させたい方々のために、道路交通法第 51 条の 4 第 9 項の規程による放置違反金に相当する金額を仮納付する制度があります。
 - (2) この制度によりあなたが仮納付を行った場合、後日、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当であると認めたときには、下記の場所において公示により放置違反金の納付命令が行われ (道路交通法第 51 条の 4 第 10 項)、仮納付した放置違反金に相当する金額が放置違反金の納付とみなされますので、本件に係る放置違反金の納付についてあなたがそれ以上の手続を行う必要はありません。
 - (3) あなたが仮納付を行った後、当該放置車両に係る車両の運転者が駐車違反の反則金を納付するなど、当公安委員会があなたに対して放置違反金の納付命令を行うことが適当でないと思えた場合は、仮納付した放置違反金に相当する金額は返還されます (道路交通法第 51 条の 4 第 12 項)。
- 2 仮納付の期限、場所、方法及び公示による納付命令の場所
 - (1) 仮納付の期限は、弁明書の提出時期と同じ日 (表面の「弁明書の提出期限」欄記載の日) です。仮納付の期限経過後は、同封の仮納付書による納付はできません。
 - (2) 仮納付の場所は、仮納付書記載の金融機関です。
 - (3) 仮納付するときは、同封の仮納付書に、表面の「予定される納付命令の内容」欄記載の金額を添えて納めてください。仮納付書の第 1 片は、領収証としてあなたに渡されます。
なお、分納はできません。
 - (4) 公示による納付命令の場所
和歌山県公安委員会の掲示板 (和歌山県和歌山市西一番地所在)
 - (5) 公示による納付命令は、氏名ではなく、この弁明通知書の番号を (4) の掲示板に表示することにより行います。

照 会 先

〒640-8524 和歌山県和歌山市西一番地
和歌山県警察本部交通部交通指導課
駐車違反取締センター
電話

別記様式第4号(第3条関係)

(表面)

<p style="text-align: center;">和歌山県 放煙連反金 取納通知書 公</p> <p style="text-align: center;">(返納付書)</p> <p>口座番号 <input type="text"/> 加入者名 <input type="text"/> 和歌山県出納長 <input type="text"/> 金額 <input type="text"/> 円</p> <p>取納期日 <input type="text"/> 納付番号 <input type="text"/> 納付区分 <input type="text"/> 円</p> <p>納付期限 <input type="text"/> 納付者氏名 <input type="text"/> 円</p> <p>納付番号 <input type="text"/></p> <p>年 <input type="text"/> 度 <input type="text"/></p> <p>納付区分 <input type="text"/></p> <p>納付期限 <input type="text"/></p> <p>額 収 日 付 印</p> <p>主簿課 和歌山県警察本部 交通課 交通指導課 放煙連反金センター 電話 073-473-0556</p> <p>取扱店保管</p>	<p style="text-align: center;">和歌山県 放煙連反金 取納付書</p> <p style="text-align: center;">(金融機関宛)</p> <p style="text-align: center;">和歌山県 加入者氏名</p> <p>加入者名 <input type="text"/> 和歌山県出納長 <input type="text"/></p> <p>口座番号 <input type="text"/></p> <p>金額 <input type="text"/> 円</p> <p>納付者氏名 <input type="text"/></p> <p>納付番号 <input type="text"/></p> <p>年 <input type="text"/> 度 <input type="text"/></p> <p>納付区分 <input type="text"/></p> <p>納付期限 <input type="text"/></p> <p>額 収 日 付 印</p> <p>主簿課 和歌山県警察本部 交通課 交通指導課 放煙連反金センター 電話 073-473-0556</p> <p>取扱店保管</p>	<p style="text-align: center;">和歌山県 放煙連反金 取納付書</p> <p style="text-align: center;">(返納付書)</p> <p style="text-align: center;">和歌山県 加入者氏名</p> <p>加入者名 <input type="text"/> 和歌山県出納長 <input type="text"/></p> <p>口座番号 <input type="text"/></p> <p>金額 <input type="text"/> 円</p> <p>納付者氏名 <input type="text"/></p> <p>納付番号 <input type="text"/></p> <p>年 <input type="text"/> 度 <input type="text"/></p> <p>納付期限 <input type="text"/></p> <p>額 収 日 付 印</p> <p>主簿課 和歌山県警察本部 交通課 交通指導課 放煙連反金センター 電話 073-473-0556</p> <p>取扱店保管</p>
---	--	--

納付期限が経過している時は、この納付書で納付することができます。

114.3 ミリメートル

125 ミリメートル

55.34 ミリメートル

116 ミリメートル

印の裏面に記載してください。

上記のとおり領収しました。

額 収 日 付 印

返納付者保管

和歌山県警察本部 交通指導課

問い合わせは裏面主管課へ

別記様式第4号(第3条関係)

(裏面)

1 この納付書は、今回の放還返金納付命令事案について、早期に手続きを終了させたい方が、道路交通法第51条の4第9項の規定により、放還返金に相当する金額を仮に納付するためのものです。

2 この納付書により仮納付をした場合、道路交通法第51条の4第10項の規定により本件にかかる違反をした翌日から起算して30日を経過した日以降に、公示による納付命令(公安委員会掲示板への掲示)が行われます。

公示による納付命令が行われると、道路交通法第51条の4第11項の規定により、放還返金を納付したものとみなされ、当該放還返金にかかる納付に関する手続きは終了します。

3 放還返金を仮納付する場所

- 和歌山県指定金融機関
- 和歌山県指定代理金融機関
- 和歌山県収納代理金融機関

○ 放還返金を納付する場所

- 和歌山県指定金融機関
 - 紀伊銀行
 - 和歌山県指定代理金融機関
 - 和歌山県信用農業協同組合連合会(各職業協同組合)
- 和歌山県収納代理金融機関
 - 三菱東京UFJ、三井住友、京州、南都、りそな、みずほ、百五、和歌山、関西アール・エフ、第三の各銀行
 - 三菱UFJ、住友の各信託銀行
 - きのおくに、湖池、新吉の各信用金庫
 - 和歌山県医師信託組合、近畿産業信用組合、ミレ信用組合、和歌山県信用漁業協同組合連合会、商工組合中央金庫、近畿労働金庫

※ 金融機関等の名称が変更となっている場合もございますので、ご了承ください。ご不明の場合は、表面記載の主管課までお問い合わせください。

主	〒640-8524 和歌山市西1番地
管	和歌山県警察本部交通部交通指導課 駐車違反取締センター
課	電話 073-473-0356

114.3 ミリメートル

125 ミリメートル

55.34 ミリメートル

116 ミリメートル

別記様式第 5 号 (第 4 条関係)

(表面)

第 年 月 号 日

殿

和歌山県公安委員会

印

仮納付金返還通知書

あなたから放置違反金に相当する金額の仮納付があった「放置違反金の納付命令に関する件 (第号)」については、下記の理由により、納付命令をしないこととしたので、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 2 項の規定により通知します。

また、あなたから仮納付のあった下記の金額を返還しますので、同封の「仮納付金返還請求書」を、裏面の仮納付金返還請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	

(裏面)

仮納付金返還請求書記載要領

- 1 住所、氏名、電話番号を記入し、押印してください。

- 2 振込先金融機関等を太枠内に記載してください。
 - (1) 振込先金融機関名及び支店名 (郵便貯金に振り込むことはできません。)
 - (2) 振込口座 (普通預金又は当座預金を指定してください。) 及び口座番号 (請求者御本人の口座に限ります。)

なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、連絡をする必要がありますので、昼間に連絡の取れる連絡先を備考欄に記載してください。

照 会 先	
〒 640-8524	和歌山県和歌山市西一番地 和歌山県警察本部交通部交通指導課 駐車違反取締センター 電話

別記様式第 6 号 (第 4 条関係)

仮納付金返還請求書

和歌山県知事 殿

年	月	日
〒	—	
住 所		
氏 名		印
電 話 ()		

金 額	円
-----	---

仮納付金返還金として上記金額を請求します。

振込先金融機関名			
支 店 名			
口座種別・番号	普通・当座	番 号	
口座名義(カタカナ)			

備 考	
-----	--

別記様式第7号 (第5条関係)

(表面)

第 年 月 号 日

殿

和歌山県公安委員会

印

放置違反金納付命令取消 (兼) 還付通知書

あなたに対する放置違反金納付命令 (第 号) については、下記の理由により取消しましたので、道路交通法第51条の4第17項の規定により通知します。

また、あなたから納付されている下記の金額を還付しますので、同封の「放置違反金還付請求書」を裏面の放置違反金還付請求書記載要領に従って記入し、返信用封筒で早急に返送してください。

記

理 由	
金 額	

(裏面)

放置違反金還付請求書記載要領

- 1 住所、氏名、電話番号を記入し、押印してください。

- 2 振込先金融機関等を太枠内に記載してください。
 - (1) 振込先金融機関名及び支店名 (郵便貯金に振り込むことはできません。)
 - (2) 振込口座 (普通預金又は当座預金を指定してください。) 及び口座番号 (請求者御本人の口座に限ります。)

なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、連絡をする必要がありますので、昼間に連絡の取れる連絡先を備考欄に記載してください。

照 会 先	
〒 640-8524	和歌山県和歌山市西一番地 和歌山県警察本部交通部交通指導課 駐車違反取締センター 電話

別記様式第 8 号 (第 5 条関係)

放置違反金還付請求書

和歌山県警察本部長 殿

年	月	日
〒	住所	
氏名		印
電話 ()		

金額	円
----	---

放置違反金還付金として上記金額を請求します。

振込先金融機関名			
支店名			
口座種別・番号	普通・当座	番号	
口座名義(かた)			

備考	
----	--

別記様式第 9 号 (第 6 条関係)

(表面)

第 平成 年 月 号 日

殿

和歌山県公安委員会

印

督 促 状

あなたに対し、道路交通法第 5 1 条の 4 第 4 項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限 (年 月 日) を経過しても未だ納付されていませんので、同条第 1 3 項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納付書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第 5 1 条の 4 第 1 4 項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さえることとなります。

なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、ご了承願います。

記

年度	弁明通知書の番号	放置違反金	延滞金	手数料
年度	号	円	円	円

指定納付期限	年 月 日まで
納付場所	納付書記載の金融機関

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、和歌山県公安委員会 (和歌山県警察本部交通部交通指導課経由) に対し異議申立てをすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県公安委員会が被告の代表者となります。) として提起することができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。

- 注 1 上記の放置違反金を納付しない場合、法令の規定により、車検拒否の対象となります。
- 2 同一の車両につき、繰り返し、放置違反金の納付命令を受けた場合、法令の規定により、車両の使用制限命令を受けることがあります。
- 3 延滞金については、裏面をご覧ください。

照 会 先
〒640-8524 和歌山県和歌山市西一番地 和歌山県警察本部交通部交通指導課 駐車違反取締センター 電 話

(裏面)

1 延滞金について

放置違反金の納付命令を受けた者が、納付の期限を経過しても放置違反金を納付しない場合は、納付の期限の翌日から延滞金が課されます。

2 延滞金の算出方法について

放置違反金の納付命令を受けた額に対して、道路交通法第 51 条の 4 第 13 項の規定により、年 14.5 パーセントの割合により計算した額を延滞金とします。

ただし、年 14.5 パーセントの割合により計算した額において、1,000 円未満の額は、切り捨てることとします。

$$\frac{\text{放置違反金} \times \text{延滞日数} \times 14.5\%}{\text{年 (365日)}} = \text{延滞金}$$

延滞金の算出例

放置違反金が 15,000 円で、200 日間延滞した場合

$$\frac{15,000\text{円} \times 200\text{日} \times 14.5\%}{365\text{日}} = 1,191\text{円}$$

1,000 円未満は切り捨てるため、1,000 円となる

3 督促手数料について

督促手数料は、和歌山県使用料及び手数料条例に規定する額です。

別記様式第 11 号 (第 8 条関係)

(表面)

第 号 徴収職員証 割印

所属
職名
氏名

年 月 日生

年 月 日発行

和歌山県公安委員会 印

写真

ちょう付欄

53 ミリメートル

82 ミリメートル

(裏面)

注意

1 この証票は、放置違反金に関する調査のため、質問し、又は検査を行うときに携帯するものとする。

2 この証票は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 この証票は、退職、又は転職のときは、直ちに返納しなければならない。

53 ミリメートル

82 ミリメートル

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第30号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第7項の規定による弁明通知の公示送達、同条第10項の規定による納付命令及び同条第18項の規定による放置違反金の徴収又は還付に関する書類の公示送達を行う場合の公示をする公安委員会の事務所の掲示板の設置場所を次のとおり定め、平成18年6月1日から施行する。

平成18年5月30日

和歌山県公安委員会委員長 大岡 淳 人

和歌山市西1番地

交通センター庁舎